

○中山耕一委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

立憲・無所属クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十分です。熊谷義彦委員。

○熊谷義彦委員 生活困窮世帯に目を向けたことについては大変評価しておりますし、職員の方も努力したのかなというふうな思いは率直にいたしますが、ただ、この事業について、私にとっては疑問だらけであります。その疑問を解決するためにも簡潔に質問しますから、簡潔に答弁してください。十分しかないので。

まずもって、県内の生活困窮世帯は何世帯というふうに把握しているのか。これは、いわゆる生活困窮世帯というのは、非課税世帯・均等割世帯・生活急変世帯を含めてなのか、それ以外も想定しているのか、お聞かせください。

○志賀慎治保健福祉部長 生活困窮世帯といった統計自体がございませんので、正確な数値は挙げられないんですけれども、一つの参考として、国が行った国民生活基礎調査等から推計いたしますと、県内の非課税世帯は大体約二十七万世帯程度あるのではないかと見込まれております。各事業の補助対象ですが、これは、市町村が独自にお決めになるといったことが前提になりますけれども、過去と同様で、住民税非課税世帯と、生活に困窮する世帯ということで、更に市町村長が必要と認める世帯ということで幅広く認められるようにしております。

○熊谷義彦委員 今の答弁では、均等割世帯が入っていないけれども、市町村長が生活困窮世帯と認めた世帯とすると、いわゆる市町村長の判断によって違いが出てくるということも含めて、この事業の想定の中なんですか。

○志賀慎治保健福祉部長 申し上げましたとおり、市町村主体で市町村のそういったある程度の裁量の幅を持たせた制度設計にはなっております。

○熊谷義彦委員 それは、私は間違いだと思うのね。これまでの生活困窮世帯の関係でいうと、非課税世帯、均等割世帯、そして生活急変世帯。これは、いわゆる生活困窮者という概念の中に含まれていた。しかしながら、それ以外のは市町村長の判断でやっていいよという意味ですか。これは、おかしいのではないですか。

○志賀慎治保健福祉部長 繰り返しになりますが、細かく規定するといったことよりも、

例えば子育て世帯に限定するといった方向もありますし、そこは市町村の自主性・主体性がある程度把握できるような裁量ある制度に設計して、これまでもやってきたということでございます。

○熊谷義彦委員　そういう子育て世代も含めてという話になってくると、生活困窮という今までの概念からはみ出してくるんで、私は、今までと違った概念が提起されたということ、これは、取扱いを慎重にしないといけないのではないかとというふうに思います。何も、子育て世代が裕福だという話ではなくて、市町村長の判断ということよりも、県としての基準はこうですということをきちんと出さないと、市町村間の違いが出てきて混乱するのではないですかということも含めてお話をしているんです。

○志賀慎治保健福祉部長　これも繰り返しになりますが、県である程度の目安ということで生活困窮世帯といったことでお示しはしておりますけれども、中身はやはり対象の世帯数とか市町村によって違ってくる部分もありますから、市町村の予算措置の内容等も含めて、そこは市町村の自主性に重きを置きますという制度にしております。

○熊谷義彦委員　ちょっと順番が違ってくるけれども、市町村の判断も含めてということになってくると、市町村の負担の関係で、これは、事前調整はやったんですか、やらないんですか。

○志賀慎治保健福祉部長　こちらは、市町村に負担を求めるといった考え方に立っているのではなくて、市町村が自主的に行う取組に県がその一部を補助するといった考え方に立って成り立っているものでございます。過去における事業内容と同規模の予算計上としていることから、事前調整というのは行っておりませんが、予算をお認めいただいた後には、各市町村に対する周知に努めてまいります。

○熊谷義彦委員　知事、これも段取りが間違っていると思うんです。市町村長の一定の合意を得ているということであれば、私もあえて疑問を呈することはないんです。だけでも、市町村との事前の話もなしに——この間あるところに行つて聞いたら、こんな聞いたことないよと。担当課長も呼んだら、聞いたことないよとびっくりしていました。だから、事前調整が一切なしに、こういう訳の分からない事業設計をやるというのは、私は間違いだと思いません。いかがですか。

○志賀慎治保健福祉部長　過去三年間、同様のスキームでやってきているもので、訳が

分からないといったことはないと思っています。ただ、今回また補正予算が計上される中身について、今年度もやりますよといった説明はしておりませんので、そういった形で予算をお認めいただきましたならば、きちんと制度設計の中身も含めて丁寧の説明してまいりたいと思います。

○熊谷義彦委員　これまでもやっているから同じだと、説明しなくてもいいというのは傲慢ですよ。何ですか、これは。部長、それは撤回したほうがいいですよ。市町村長に一切の事前調整もしないで、何の事業なのか、市町村長の判断に任せますということろまで含めて提案するというのは、私は、議論できないです。どこでそんな判断をしたんですか。知事、どうですか。

○志賀慎治保健福祉部長　繰り返しになりますけれども、過去三年間、しっかりとこういうスキームでやってきた。ただ、年々予算の執行率がちよつと違ってきているといった事情がありましたので、それは、国の給付金制度との重複がここ何年か出てきたといったこともありました。その中市町村の中では対象世帯数の絞り込みとか、そういったことの考え方はしつかりもう土台ができているものというふうに思っています。また、今回、予算がまだ成立しておりませんから、成立後、冬場に向けてしっかりと意見を踏まえながら、そういったことは整えてまいりたいと思っています。

○熊谷義彦委員　時間が四分しかなくなってきたので、これ以上は言わないけれども、具体的に補助単価五千元とか一世帯五千元とする根拠は何ですか。

○志賀慎治保健福祉部長　一世帯当たり五千元というのは、以前福祉灯油といった制度を基に設計した経緯がありまして、冬場の一世帯当たりの灯油代をベースにしながら算定したものが五千元といったこと。それに世帯数を掛けた、対象世帯がどうなるかは分かりませんが、（「短く」と呼ぶ者あり）かかる費用の二分の一を持つということによって、それと人口規模に応じた上限額を設定するというスキームになってございます。

○熊谷義彦委員　人口規模や財政規模により、市町村によって異なるわけですが、財政的に困難なところ、あるいは、この財政的に困難なところについては逆に、県のこの事業を押しつけるということになりかねないと思っっているんです。市町村に支援金、それから市町村の基準、これは隣の町とうちの町がこういった支出で違ってくるということになれば、県の事業そのものが不信を招くと私は思うんですが、いかがですか。

○志賀慎治保健福祉部長 これまでもこういった隣の町と違っているからといった不満の声とか、具体的にそういったことを県として受けたことはございませんけれども、市町村のほうでやはりそこは、ある程度調整がついたものとしてやっていく部分が多くなってきたとは思いますが。

○熊谷義彦委員 市町村が、この事業に対して上乗せして支出するわけです。例えば二千円だったり三千円だったり五千円だったりするわけですが、そういった場合については、これは、いわゆる国の交付税なり特別交付税の措置に該当するんですか。何らかの補助金の対象になるんですか。

○志賀慎治保健福祉部長 基本的にこれは市町村独自の自主財源が必要かなと思いますけれども、ただ、様々な交付金制度等がある場合もありますので、そういったことの活用が考えられるケースも想定されます。

○熊谷義彦委員 現時点で、交付金制度が活用されるということは、国のほうで何も言っていないでしょう。国のほうで動いていないんだから。そういう答弁でごまかそうとするのは駄目ですよ。

それで次です。一分三十七秒しかないのです。知事、私は、この生活困窮者世帯に対して支援金を出すことは、いいことだなと思うんです。だけでも、この事業の仕組み、制度がきちんと成熟していない。なおかつ、市町村に説明もしていない。これで議会に提案するというのは全くもって駄目です。これは、今申し上げたとおり、自治体間の違いを生じさせるなどの問題が私は出てくるのではないかというふうに思いますが、知事は、そう思わない。

○村井嘉浩知事 この事業に限らず、こういったようなことがございます。過去にこういった事業をやってきたということ。そして、市町村によっては対象世帯が変わってくるといったような問題もあって、全市町村がそういったようなことを望んでいるわけでは決してなく、市町村は市町村の考え方があるんだという基礎自治体の自治というものも尊重しながら、今回こういういったスキームを考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

○熊谷義彦委員 全く理解できない。私は、制度をもう一回練り直して、国の生活給付金、総合経済対策もどういった政治体制になるか分からないけれども、新たな問題、予

算が出てくるわけで、そこまで執行を留保するということも含めて、検討していただきたいということを申し上げて終わります。以上です。